

# 地方税法の改正により 平成21年10月から 公的年金からの 個人住民税の特別徴収が始まります

※ 個人住民税とは、個人市民税と個人県民税を合わせたものです。  
また、特別徴収とは、社会保険庁等が、個人住民税を公的年金から引き落としをするものです。

## これまで

公的年金の支払いを受ける人が、ご自分で金融機関等の窓口へ出向いて、個人住民税を相模原市へ納めていました。



## これから

公的年金の支払いを受ける人が、ご自分で金融機関等の窓口へ出向いて、個人住民税を相模原市へ納める必要がなくなりました。

社会保険庁等が、個人住民税を公的年金から差し引き、相模原市へ納めます。



## 【平成21年は、ご注意願います】

平成21年の10月から特別徴収が始まりますので、**6月と8月**は納付書等で、ご自分で納めていただくことになります。

納め方は2ページをご覧ください。

この制度は、「納付書等で納める」方法から「公的年金から特別徴収する」方法へ変更するものであり、新たに税負担が生じるものではありません。

# 個人住民税の納め方

【例】 公的年金収入のみ、年齢65歳以上、各年度の年税額が12万円

## 平成20年度(これまで)の納め方

納付方法	普通徴収 (納付書等で納める)			
納付月	6月	8月	10月	1月
年税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/4
12万円	<b>3万円</b>	<b>3万円</b>	<b>3万円</b>	<b>3万円</b>



## 平成21年度(特別徴収初年度)の納め方

6月と8月は、これまでどおり納付書等で、ご自分で納めます。  
 (口座振替をしている人は、6月と8月は指定の口座から引き落としされます。)  
 10月、12月、2月は特別徴収になります。

普通徴収 (納付書で納める)		特別徴収 (公的年金から引き落とし)		
年税額の1/2 <b>6万円</b>		年税額の1/2 <b>6万円</b>		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
<b>3万円</b>	<b>3万円</b>	<b>2万円</b>	<b>2万円</b>	<b>2万円</b>



## 平成22年度以降(特別徴収2年度目以降)の納め方

2年度目以降は、すべて特別徴収になります。4月・6月・8月は、前年度の2月の額と同額を仮に徴収します。  
 10月・12月・2月は、本徴収となります。

特別徴収 (公的年金から引き落とし)					
仮徴収 <b>6万円</b>			本徴収 <b>6万円</b>		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
<b>2万円</b>	<b>2万円</b>	<b>2万円</b>	<b>2万円</b>	<b>2万円</b>	<b>2万円</b>
前年度の2月の額と同額			22年度の年税額から 仮徴収分を引いた額の1/3		

# 公的年金から個人住民税の

## 特別徴収(引き落とし)の対象となる人

- ・平成20年中に公的年金の支払いを受けている人で、平成21年4月1日現在、公的年金の支払いを受けている65歳以上の人
- ※ なお、平成21年度については、相模原市では、平成20年中の収入が公的年金のみの方が対象になります。  
(平成20年中の収入に給与収入や不動産収入など公的年金以外の収入がある人は、平成22年度から対象になります。)
- ※ ただし、次のいずれかに該当する人は、公的年金から特別徴収されません。
  - ・平成21年1月1日以降、相模原市外へ転出した人
  - ・相模原市へ納付する介護保険料が、公的年金から特別徴収されていない人
  - ・特別徴収される住民税額が、公的年金から引ききれない人

### Q&A

Q：どの公的年金から特別徴収されるのですか？

A：老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金等のうち、介護保険料が引かれている公的年金から個人住民税が特別徴収されます。

Q：すべての公的年金が、課税の対象になるのですか？

A：遺族年金、障害年金は、非課税年金のため対象になりません。

Q：どうして個人住民税を公的年金から特別徴収(引き落とし)するのですか？

A：公的年金の支払いを受ける人が納めやすくなるように、また、市町村の事務が効率的に行えるようにするものです。

Q：公的年金の引き落としの対象に該当する人が、普通徴収(納付書等で納める)を選択することができますか？

A：選択することはできません。

## 65歳未満の人などで公的年金を受給されている人へ

- 65歳未満（当該年の4月1日現在）の人など、公的年金からの特別徴収の対象とならない人の個人住民税は、普通徴収（納付書等で納める）になります。
- これまで公的年金収入に係る個人住民税額が給与から特別徴収されていた人は、次のとおりになります。

	これまでの納め方	これからの納め方
公的年金収入に係る個人住民税	給与から特別徴収	納付書等で納める
給与収入に係る個人住民税		給与から特別徴収



市の木「けやき」



市の鳥「ひばり」

（平成21年6月1日発行）

お問い合わせ先：相模原市役所 市民税課 賦課班

電話042-769-8221（直通）